

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年8月15日提出
【計算期間】	第18特定期間（自 平成22年11月16日 至 平成23年5月16日）
【ファンド名】	ニッセイノパトナム・ユーロインカムオープン
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 皆川 卓士
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 澤田 昌彦
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 5533 - 4605
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

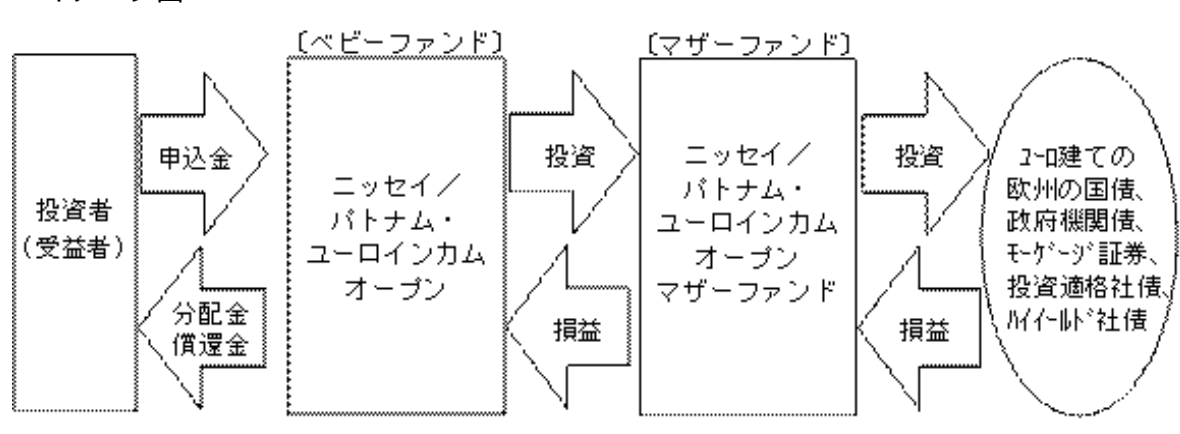
ファンドは、中長期的に安定した収益の確保および信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



ファンドの特色

主にユーロ建ての多種多様な債券に投資します。

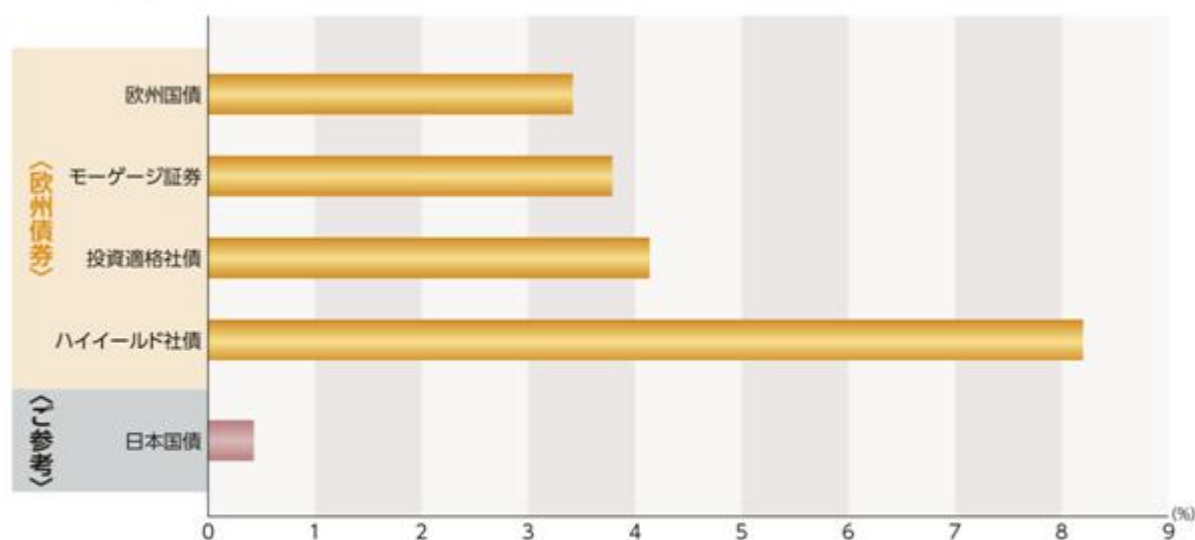
- ・ユーロを中心とした欧州通貨建ての多種多様な債券（欧州の国債・政府機関債、モーゲージ証券、投資適格社債、ハイイールド社債等）に投資することにより、セクター・銘柄を選択し、幅広く分散投資することで、中長期的な収益の獲得をめざします。
- ・トップダウン・アプローチによる国別資産配分、セクター配分とボトムアップ・アプローチによる銘柄選択により、利回りの向上をめざします。
- ・バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表を行うインデックスです。当該インデックスは、欧州市場で発行された各通貨建債券のうち、一定の流動性および格付を持つ国債、政府機関債、事業債（資産担保証券を含む）等を対象としたインデックスで、汎欧州通貨建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。バークレイズ・キャピタルは当ファンドとは何ら関係なく、ファンドの運用成果等に対して一切の責任を負うものではありません。なお、「円換算ベース」とは

現地通貨建ベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。

〈主な欧州債券の利回り水準〉

2011年5月末現在



出所) プルームバーク、パークレイズ・キャピタルのデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

・欧州債券(欧州国債・モーゲージ証券・投資適格社債・ハイイールド社債)の利回りは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスを構成する各種別指数およびパークレイズ・キャピタル汎欧州ハイ・イールド・インデックスの利回りです。日本国債の利回りは、5年国債の利回りです。実際のファンドに組入られている債券の利回りではありません。

■ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

分散投資・高格付債への投資により、信用リスクをコントロールします。

- ・幅広く分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

〈主な債券分類表〉

欧州国債	欧州各国政府が発行する債券です。
モーゲージ証券	住宅ローンを担保として発行された債券であり、ローンから発生する元金と利子の返済がその債券の元本と利子の支払原資となります。
投資適格社債	企業が発行する、格付がBBB格以上の債券です。一般的に格付が高い債券ほど元本・利払いの安全性が高いと見なされますが、利回りは低くなります。
ハイイールド社債	社債の中で、格付がBB格以下のものです。信用リスクが高い分、相対的に利回りは高くなります。「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン」ではリスクを低減する観点からその組入比率を15%以内にとどめています。

- ・投資適格債の組入比率を85%以上（ハイイールド社債の組入比率は15%以下）、ポートフォリオの平均格付をA-/A3格以上に保ちます。また、組入債券については、クレジットリサーチを行うことで、信用リスクの低減を図ります。

クレジットリサーチとは、個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことを指します。

〈債券の格付について〉

格付	S&P	Moody's
高い 投資適格	AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa
低い 投機的	BB B CCC CC C D	Ba B Caa Ca C -

出所) S&P, Moody'sの格付定義を基にニッセイアセットマネジメント作成

・格付の符号については一部省略して表示しています。
・債券の格付とは債券の元本、利息の支払の確実性の度合を示すもので、信用格付業者(S&PやMoody's等)が各債券の格付を行っています。

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーに運用を委託します。

- ・ファンドは、運用指図に関する権限を米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である「ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー」に委託します。

ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

パトナム・インベストメンツの概要

（平成23年3月末現在）

- パトナム・インベストメンツは1937年創立の米国で最も古い資産運用会社の1つです。
- 運用資産は約1,272億ドル(約10兆円)、投信残高は約691億ドル(約5兆円)の規模を誇ります。
- 設定済み投信は70本以上、投資家数は約500万人にのびります。
- ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を136名有しています。

原則として、為替ヘッジは行いません。

為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

- 為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。

3ヵ月毎に分配金をお支払いすることをめざします。

- ・ 2・5・8・11月の各15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日として、3ヵ月毎に分配を行う方針です。



❶ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信／海外／債券に属します。

- 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株		グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマー ジング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり () なし
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変型				

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、公社債等に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年4回	目論見書または約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
欧州	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

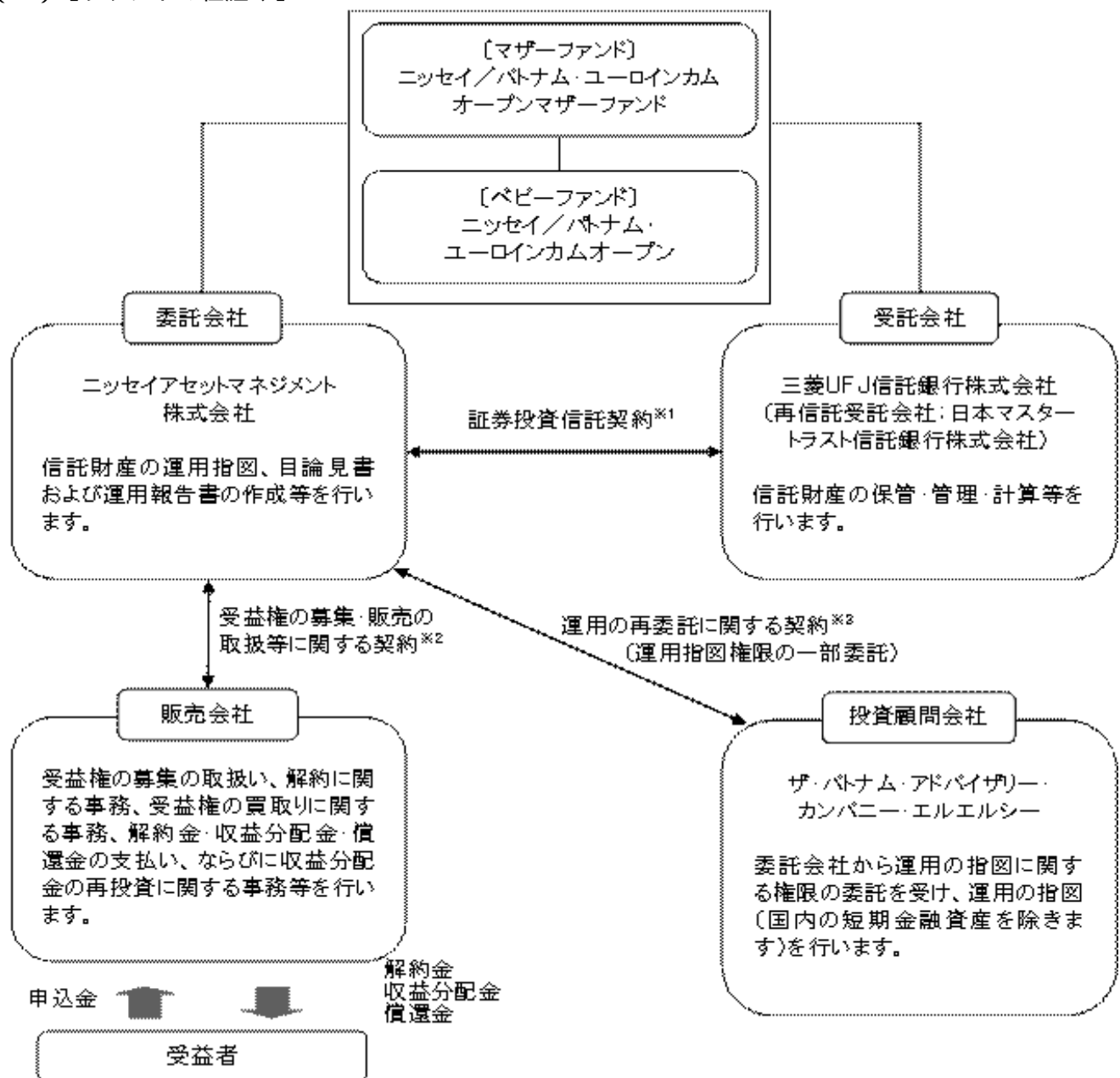
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
 社団法人 投資信託協会ホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成14年7月26日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成15年9月22日 ファミリーファンド方式による運用に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

委託会社の概況（平成23年6月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 皆川 卓士
5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号

6．設立年月日 ：平成7年4月4日

7．沿革

昭和60年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成7年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成10年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8．大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主としてニッセイノパトナム・ユーロインカムオープンマザーファンドに投資を行い、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、インカム・ゲインを中心とした収益の確保に努めます。

実質組入外貨建資産につきましては、原則として為替ヘッジを行いません。

上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては、直接公社債等に投資を行う場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要

ニッセイ / パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド

（１）基本方針

マザーファンドは、中長期的に安定した収益の確保および信託財産の成長を図ることを目標とした運用を行います。

（２）運用方法

a 投資対象

主としてユーロ建ての欧州の国債、政府機関債、モーゲージ証券、投資適格社債、ハイイールド社債等を主要投資対象とします。

b 投資態度

主としてユーロ建ての欧州の公社債に分散投資を行い、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、インカム・ゲイン（利子・配当等収益）を中心とした収益の確保に努めます。

運用にあたってはザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

トップダウンによる国別資産配分、セクターアロケーションとボトムアップによる銘柄選択により、利回りの向上を目指します。

外貨建資産につきましては、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

（２）【投資対象】

a 主な投資対象

ニッセイ / パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンドを主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（５）投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限りません）

ハ．金銭債権（イ．およびニ．に掲げるものに該当するものを除きます）

ニ．約束手形（イ．に掲げるものを除きます）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたニッセイノバトナム・ユーロインカムオープンマザーファンドのほか、次の１．から22．までに掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行証券または証書で、１．から11．の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます）
- 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません）
- 17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で21．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書、12．および17．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに12．および17．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

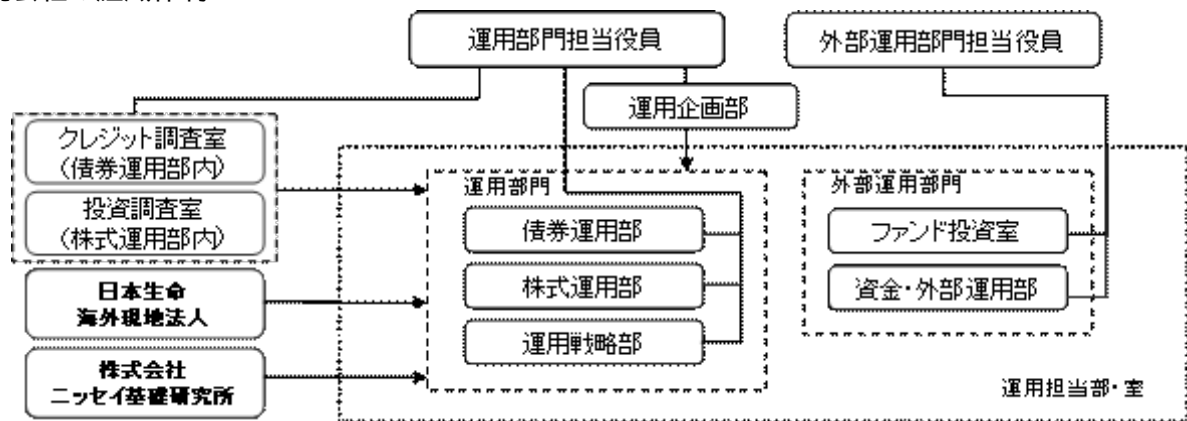
す）

- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記の1．から4．までに掲げる金融商品により運用することができます。

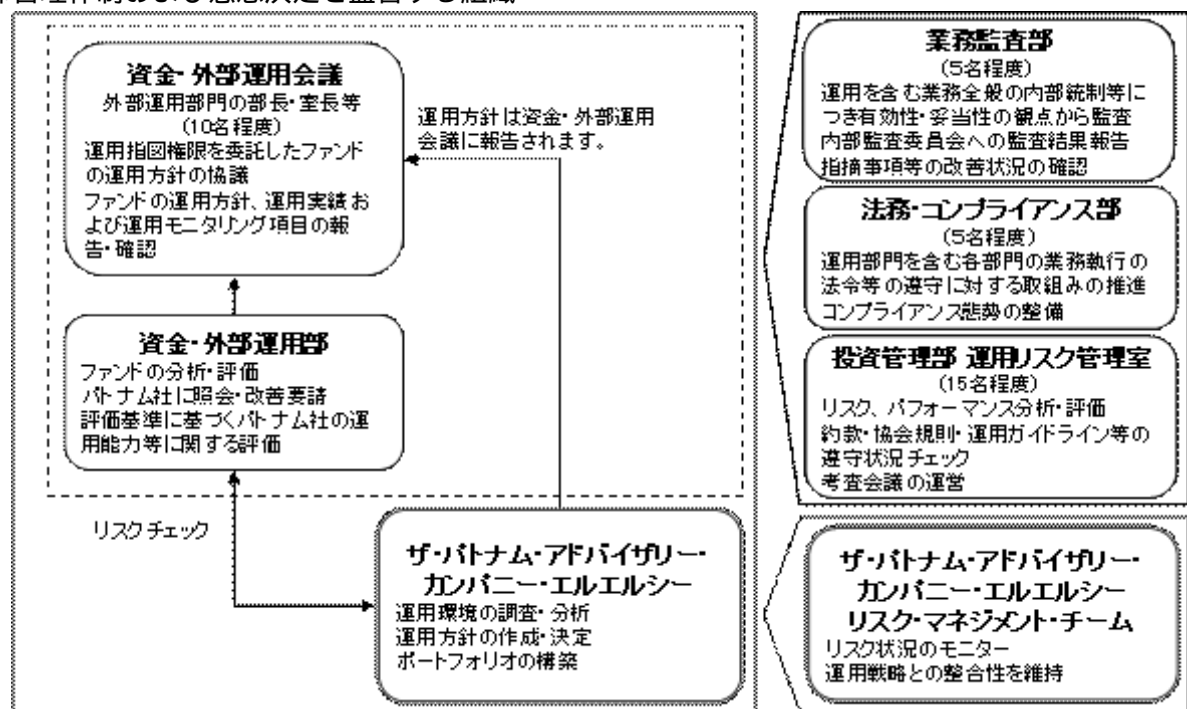
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー・サービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70、SSAE16またはISAE3402（受託業務にかかわる内部統制について評価す

る監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲

利子等収益（ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

毎決算日とし、決算日は２・５・８・１１月の各１５日（年４回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

<分配金受取コースの場合>

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

<分配金再投資コースの場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（５）【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の３０％以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の１０％以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式等の範囲

１．投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券

の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

スワップ取引

1. 信託財産を効率的に運用するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行

うことができます。

- 2．金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該ファンドの信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4．金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

有価証券の貸付けおよび範囲

- 1．信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の（ ）および（ ）の範囲内で貸付けることができます。
（ ）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
（ ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2．前記1．に定める限度額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約します。
- 3．有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行います。

公社債の空売り

- 1．信託財産を効率的に運用するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- 2．前記1．の売付けは、当該売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約などにより、前記2．の売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

公社債の借入れ

- 1．信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行います。
- 2．前記1．は、当該借入れに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等により、前記2．の借入れに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還します。
- 4．前記1．の借入れに関する品借料は信託財産中から支払われます。

外国為替予約等

- 1．信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
- 2．前記1．の予約取引は、信託財産に関する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
- 3．前記2．の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の予約取引を行うものとします。
- 4．予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 5．外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

- 1．信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。
- 2．一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

投資信託証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の5%以下とします。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想され

る場合、債券の価格が下落することがあります。

期限前償還リスク

モーゲージ証券は、様々な要因によるローンの借換え等にもとない、期限前償還されることがあり、これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、モーゲージ証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・カンントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、ファンドの信託財産から支払いますので収益分配金の支払い後の信託財産は減少し、基準価額が下がる要因となります。

収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）を超過して支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンド収益率を示すものではありません。

収益分配金は、分配前の投資者の個別元本（投資者毎のファンドの取得元本）と基準価額の関係により、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

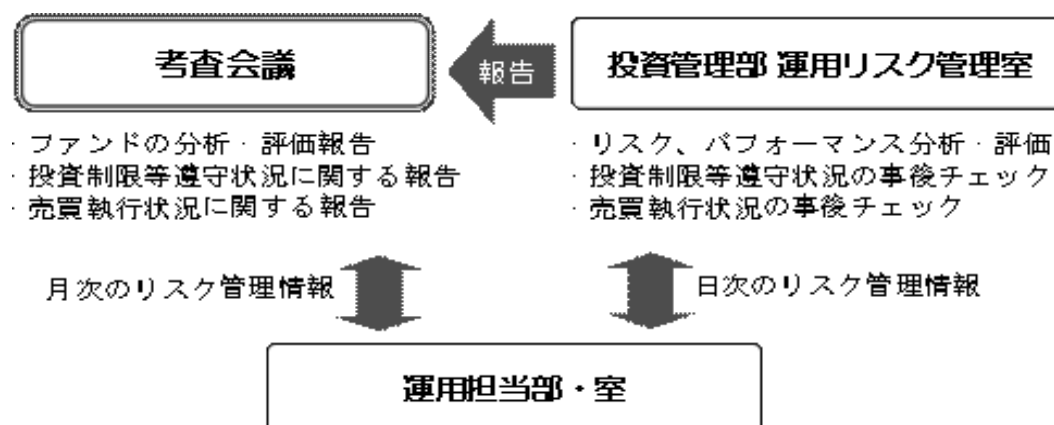
・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（２）投資リスク管理体制



1. 投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。

- ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するととも

に、月次の考査会議で報告します。

・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○ 上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2075%（税抜1.15%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分		
委託会社	年0.6825%	（税抜0.65%）
販売会社	年0.4725%	（税抜0.45%）
受託会社	年0.0525%	（税抜0.05%）

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（信託財産の純資産総額に年率0.325%をかけた額）が含まれます。

前記の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00420% （税抜0.004%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00525% （税抜0.005%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00735% （税抜0.007%）
10億円以下 の部分	年 0.04200% （税抜0.040%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

- 上記の 、 および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分配時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「特別分配金」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時 : 買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。
申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分配時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税を選択することもできます。
ただし、平成25年12月31日までは、
・軽減税率が適用され、源泉徴収税率は10%（所得税7%・地方税3%）となります。
・確定申告を行い、申告分離課税を選択する場合、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。
- 解約請求・償還・買取請求時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。
ただし、平成25年12月31日までは、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。
解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、上場株式等の譲渡所得等について申告不要制度が適用されます。

- 確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して15%（所得税のみ）の税率により源泉徴収されます。ただし、平成25年12月31日までは7%（所得税のみ）の軽減税率が適用されます。

益金不算入制度の適用はありません。

個別元本

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と特別分配金

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの特別分配金に区分されます。

普通分配金	特別分配金
収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。	収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を差引いた額が普通分配金となります。

- 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成23年5月31日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,526,682,515	100.05
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,256,973	0.05
純資産総額		2,525,425,542	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド」

（平成23年5月31日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ドイツ	979,246,078	16.92
	イギリス	771,749,460	13.34
	イタリア	659,934,568	11.40
	スウェーデン	150,797,258	2.61
	ポーランド	46,782,826	0.81
	デンマーク	44,553,257	0.77
	アイルランド	37,064,272	0.64
	チェコ	36,984,087	0.64
	ハンガリー	17,928,696	0.31
	オランダ	3,690,793	0.06
	小計	2,748,731,295	47.50
特殊債券	国際機関	479,686,439	8.29
	スウェーデン	420,565,449	7.27
	ドイツ	215,927,125	3.73
	オランダ	32,415,552	0.56
	小計	1,148,594,565	19.85
社債券	イギリス	394,348,745	6.81
	アメリカ	296,262,860	5.12
	ルクセンブルグ	217,016,252	3.75
	ドイツ	163,592,529	2.83
	オランダ	136,803,020	2.36
	イタリア	86,290,240	1.49
	ベルギー	77,846,986	1.35
	カナダ	75,320,869	1.30
	スペイン	33,452,623	0.58
	フランス	31,255,120	0.54

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	スウェーデン	20,260,152	0.35
	フィンランド	15,453,736	0.27
	アイルランド	15,224,103	0.26
	小計	1,563,127,235	27.01
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		326,744,980	5.64

純資産総額	5,787,198,075	100.00
-------	---------------	--------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年5月31日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	ニッセイノパトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド	親投資信託 受益証券	2,050,545,784	12,003	2,461,253,461	12,322	2,526,682,515	100.05
投資比率：合計									100.05

（注１）投資有価証券は1銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	100.05
合計		100.05

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイノパトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド」

（平成23年5月31日現在）

順位	国名	銘柄名	利率 （％）	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 （％）
							単価	金額	
1	ドイツ	DEUTSCHLAND REP	3.750	2017/1/4	国債証券	3,700,000	12,340 12,442	456,583,105 460,351,648	7.95
2	イタリア	ITALY BTP	5.250	2017/8/1	国債証券	3,500,000	12,417 12,313	434,596,913 430,954,755	7.45
3	スウェーデン	SVENSK EXPORTKREDIT AB	3.625	2014/5/27	特殊債券	3,500,000	11,945 12,016	418,091,224 420,565,449	7.27
4	国際機関	EUROPEAN INVESTMENT BANK	4.750	2017/10/15	特殊債券	2,000,000	12,700 12,783	254,001,117 255,666,103	4.42
5	ドイツ	DEUTSCHLAND REP	2.250	2020/9/4	国債証券	2,180,000	10,921 11,020	238,077,987 240,232,470	4.15
6	イタリア	ITALY BTP	3.750	2021/8/1	国債証券	2,100,000	10,986 10,904	230,703,632 228,979,813	3.96
7	ドイツ	DEUTSCHLAND REP	4.250	2039/7/4	国債証券	1,700,000	12,909 13,123	219,446,952 223,083,877	3.85

順位	国名	銘柄名	利率 （％）	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 （％）
							単価	金額	
8	イギリス	UK GILT	2.750	2015/1/22	国債証券	1,470,000	13,789 13,825	202,697,935 203,226,388	3.51
9	スウェーデン	SWEDISH GOVT	6.750	2014/5/5	国債証券	10,300,000	1,460 1,464	150,338,846 150,797,258	2.61

10	イギリス	UK GILT	3.750	2019/9/7	国債証券	1,000,000	13,900 13,988	139,002,973 139,880,988	2.42
11	イギリス	UK GILT	4.750	2038/12/7	国債証券	860,000	14,627 14,788	125,792,472 127,176,234	2.20
12	国際機関	EUROPEAN INVESTMENT BANK	4.500	2025/10/15	特殊債券	1,000,000	12,389 12,464	123,894,987 124,636,789	2.15
13	イギリス	UK GILT	4.250	2036/3/7	国債証券	896,000	13,476 13,630	120,743,676 122,120,702	2.11
14	ドイツ	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	3.875	2013/7/4	特殊債券	1,000,000	12,079 12,118	120,792,903 121,177,757	2.09
15	ルクセンブルグ	ARCELORMITTAL	9.375	2016/6/3	社債券	500,000	14,293 14,308	71,466,518 71,538,606	1.24
16	イギリス	UK GILT	4.500	2034/9/7	国債証券	500,000	13,983 14,132	69,913,098 70,660,145	1.22
17	国際機関	EUROPEAN UNION	3.250	2018/4/4	特殊債券	570,000	11,682 11,758	66,588,038 67,020,807	1.16
18	ルクセンブルグ	GLENCORE FINANCE EUROPE SA	7.125	2015/4/23	社債券	500,000	13,009 13,024	65,044,345 65,119,339	1.13
19	オランダ	KONINKLIJKE KPN NV	5.625	2024/9/30	社債券	500,000	12,522 12,455	62,610,814 62,275,375	1.08
20	イギリス	BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC	5.250	2014/6/23	社債券	500,000	12,342 12,384	61,711,465 61,921,914	1.07
21	イギリス	VODAFONE GROUP PLC	4.650	2022/1/20	社債券	500,000	12,143 12,126	60,716,775 60,628,992	1.05
22	ドイツ	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	4.625	2012/10/12	特殊債券	500,000	12,082 12,092	60,408,660 60,459,819	1.04
23	カナダ	XSTRATA FINANCE CANADA LTD	4.875	2012/6/14	社債券	500,000	12,019 12,012	60,095,894 60,060,431	1.04
24	イタリア	ENEL SPA	5.250	2017/6/20	社債券	465,000	12,649 12,726	58,817,912 59,176,366	1.02
25	イギリス	EPRE 1-X A	1.062	2014/4/27	社債券	470,858	12,001 12,468	56,507,064 58,706,939	1.01
26	ルクセンブルグ	VTB BANK OJSC VIA VTB CAPITAL SA	8.250	2011/6/30	社債券	500,000	11,714 11,714	58,571,013 58,571,013	1.01
27	イギリス	UK GILT	4.000	2022/3/7	国債証券	400,000	13,880 13,943	55,521,005 55,773,318	0.96
28	イギリス	UK GILT	5.000	2025/3/7	国債証券	350,000	15,039 15,118	52,634,782 52,911,684	0.91
29	イギリス	BARCLAYS BANK PLC	4.500	2019/3/4	社債券	450,000	11,536 11,589	51,912,869 52,151,455	0.90
30	ポーランド	POLAND GOVT	5.000	2013/10/24	国債証券	1,600,000	2,919 2,924	46,708,364 46,782,826	0.81
投資比率：合計									72.79

（注１）投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

（注２）平成23年5月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注３）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
国債証券	-	47.50
社債券	-	27.01
特殊債券	-	19.85
合計		94.36

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額（平成23年5月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額）の比率であります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年5月31日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産総額（円）	
第1特定 期末	（平成14年11月15日）	分配付： 2,096,882,807	分配付： 10,561	分配付： 10,561	
		分配落： 2,074,050,190	分配落： 10,446	分配落： 10,446	
第2特定 期末	（平成15年5月15日）	分配付： 3,528,459,831	分配付： 11,893	分配付： 11,893	
		分配落： 3,478,780,287	分配落： 11,693	分配落： 11,693	
第3特定 期末	（平成15年11月17日）	分配付： 2,958,758,159	分配付： 11,223	分配付： 11,223	
		分配落： 2,904,740,978	分配落： 11,008	分配落： 11,008	
第4特定 期末	（平成16年5月17日）	分配付： 3,217,045,408	分配付： 11,812	分配付： 11,812	
		分配落： 3,157,913,934	分配落： 11,592	分配落： 11,592	
第5特定 期末	（平成16年11月15日）	分配付： 3,397,527,773	分配付： 12,069	分配付： 12,069	
		分配落： 3,338,983,787	分配落： 11,859	分配落： 11,859	
第6特定 期末	（平成17年5月16日）	分配付： 3,680,363,044	分配付： 12,147	分配付： 12,147	
		分配落： 3,619,745,223	分配落： 11,942	分配落： 11,942	
第7特定 期末	（平成17年11月15日）	分配付： 3,748,363,362	分配付： 12,257	分配付： 12,257	
		分配落： 3,689,718,579	分配落： 12,067	分配落： 12,067	
第8特定 期末	（平成18年5月15日）	分配付： 3,728,956,803	分配付： 12,099	分配付： 12,099	
		分配落： 3,673,629,153	分配落： 11,919	分配落： 11,919	
第9特定 期末	（平成18年11月15日）	分配付： 3,882,590,052	分配付： 13,038	分配付： 13,038	
		分配落： 3,825,359,431	分配落： 12,848	分配落： 12,848	
第10特定 期末	（平成19年5月15日）	分配付： 3,942,958,447	分配付： 13,665	分配付： 13,665	
		分配落： 3,885,302,687	分配落： 13,465	分配落： 13,465	
第11特定 期末	（平成19年11月15日）	分配付： 3,898,679,736	分配付： 13,644	分配付： 13,644	
		分配落： 3,773,969,126	分配落： 13,204	分配落： 13,204	
第12特定 期末	（平成20年5月15日）	分配付： 3,832,323,629	分配付： 13,065	分配付： 13,065	
		分配落： 3,703,432,245	分配落： 12,625	分配落： 12,625	
第13特定 期末	（平成20年11月17日）	分配付： 2,836,143,026	分配付： 9,671	分配付： 9,671	
		分配落： 2,706,727,398	分配落： 9,231	分配落： 9,231	

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産総額（円）	
第14特定 期末	（平成21年5月15日）	分配付： 3,063,418,121	分配付： 10,170	分配付： 10,170	
		分配落： 2,931,606,285	分配落： 9,730	分配落： 9,730	
第15特定 期末	（平成21年11月16日）	分配付： 3,132,204,706	分配付： 10,223	分配付： 10,223	
		分配落： 2,998,429,958	分配落： 9,783	分配落： 9,783	
第16特定 期末	（平成22年5月17日）	分配付： 2,793,813,660	分配付： 8,777	分配付： 8,777	
		分配落： 2,654,779,259	分配落： 8,337	分配落： 8,337	

第17特定 期末	（平成22年11月15日）	分配付：2,686,577,976 分配落：2,546,315,134	分配付：8,414 分配落：7,974
第18特定 期末	（平成23年5月16日）	分配付：2,567,579,348 分配落：2,426,244,606	分配付：7,964 分配落：7,524
	平成22年5月末日	2,652,922,460	8,234
	6月末日	2,550,377,911	8,000
	7月末日	2,661,250,287	8,359
	8月末日	2,551,565,185	7,902
	9月末日	2,683,976,407	8,344
	10月末日	2,611,617,519	8,143
	11月末日	2,485,060,757	7,701
	12月末日	2,402,596,249	7,460
	平成23年1月末日	2,469,986,691	7,693
	2月末日	2,433,290,858	7,549
	3月末日	2,557,636,940	7,851
	4月末日	2,640,896,155	8,145
	平成23年5月31日	2,525,425,542	7,721

（注）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1 特定期	自平成14年7月26日 至平成14年11月15日	115円
第2 特定期	自平成14年11月16日 至平成15年5月15日	200円
第3 特定期	自平成15年5月16日 至平成15年11月17日	215円
第4 特定期	自平成15年11月18日 至平成16年5月17日	220円
第5 特定期	自平成16年5月18日 至平成16年11月15日	210円
第6 特定期	自平成16年11月16日 至平成17年5月16日	205円
第7 特定期	自平成17年5月17日 至平成17年11月15日	190円

		1万口当たり分配金
第8 特定期	自平成17年11月16日 至平成18年5月15日	180円
第9 特定期	自平成18年5月16日 至平成18年11月15日	190円
第10 特定期	自平成18年11月16日 至平成19年5月15日	200円
第11 特定期	自平成19年5月16日 至平成19年11月15日	440円
第12 特定期	自平成19年11月16日 至平成20年5月15日	440円
第13 特定期	自平成20年5月16日 至平成20年11月17日	440円

第14 特定期	自平成20年11月18日 至平成21年5月15日	440円
第15 特定期	自平成21年5月16日 至平成21年11月16日	440円
第16 特定期	自平成21年11月17日 至平成22年5月17日	440円
第17 特定期	自平成22年5月18日 至平成22年11月15日	440円
第18 特定期	自平成22年11月16日 至平成23年5月16日	440円

【収益率の推移】

		収益率
第1 特定期	自平成14年7月26日 至平成14年11月15日	5.61%
第2 特定期	自平成14年11月16日 至平成15年5月15日	13.85%
第3 特定期	自平成15年5月16日 至平成15年11月17日	4.02%
第4 特定期	自平成15年11月18日 至平成16年5月17日	7.30%
第5 特定期	自平成16年5月18日 至平成16年11月15日	4.11%
第6 特定期	自平成16年11月16日 至平成17年5月16日	2.43%
第7 特定期	自平成17年5月17日 至平成17年11月15日	2.64%
第8 特定期	自平成17年11月16日 至平成18年5月15日	0.27%
第9 特定期	自平成18年5月16日 至平成18年11月15日	9.39%

		収益率
第10 特定期	自平成18年11月16日 至平成19年5月15日	6.36%
第11 特定期	自平成19年5月16日 至平成19年11月15日	1.33%
第12 特定期	自平成19年11月16日 至平成20年5月15日	1.05%
第13 特定期	自平成20年5月16日 至平成20年11月17日	23.40%
第14 特定期	自平成20年11月18日 至平成21年5月15日	10.17%
第15 特定期	自平成21年5月16日 至平成21年11月16日	5.07%
第16 特定期	自平成21年11月17日 至平成22年5月17日	10.28%
第17 特定期	自平成22年5月18日 至平成22年11月15日	0.92%
第18 特定期	自平成22年11月16日 至平成23年5月16日	0.13%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

		設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1 特定期	自平成14年7月26日 至平成14年11月15日	2,228,920,175	243,475,176	1,985,444,999
第2 特定期	自平成14年11月16日 至平成15年5月15日	2,910,040,543	1,920,348,566	2,975,136,976
第3 特定期	自平成15年5月16日 至平成15年11月17日	1,048,050,648	1,384,526,492	2,638,661,132
第4 特定期	自平成15年11月18日 至平成16年5月17日	388,678,487	303,129,649	2,724,209,970
第5 特定期	自平成16年5月18日 至平成16年11月15日	451,801,818	360,506,164	2,818,505,624
第6 特定期	自平成16年11月16日 至平成17年5月16日	522,589,943	307,054,547	3,031,041,020
第7 特定期	自平成17年5月17日 至平成17年11月15日	391,789,538	365,075,194	3,057,755,364
第8 特定期	自平成17年11月16日 至平成18年5月15日	329,400,593	305,049,269	3,082,106,688
第9 特定期	自平成18年5月16日 至平成18年11月15日	285,519,033	390,225,962	2,977,399,759

		設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第10 特定期	自平成18年11月16日 至平成19年5月15日	276,824,248	368,652,749	2,885,571,258
第11 特定期	自平成19年5月16日 至平成19年11月15日	253,925,698	281,395,877	2,858,101,079
第12 特定期	自平成19年11月16日 至平成20年5月15日	259,645,615	184,371,829	2,933,374,865
第13 特定期	自平成20年5月16日 至平成20年11月17日	280,307,333	281,536,467	2,932,145,731
第14 特定期	自平成20年11月18日 至平成21年5月15日	247,964,218	167,301,626	3,012,808,323
第15 特定期	自平成21年5月16日 至平成21年11月16日	231,656,969	179,503,966	3,064,961,326
第16 特定期	自平成21年11月17日 至平成22年5月17日	291,080,784	171,569,636	3,184,472,474
第17 特定期	自平成22年5月18日 至平成22年11月15日	241,726,682	232,863,122	3,193,336,034
第18 特定期	自平成22年11月16日 至平成23年5月16日	272,083,200	240,712,768	3,224,706,466

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

〈参考情報〉

2011年5月末現在

●基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

●基準価額および純資産総額

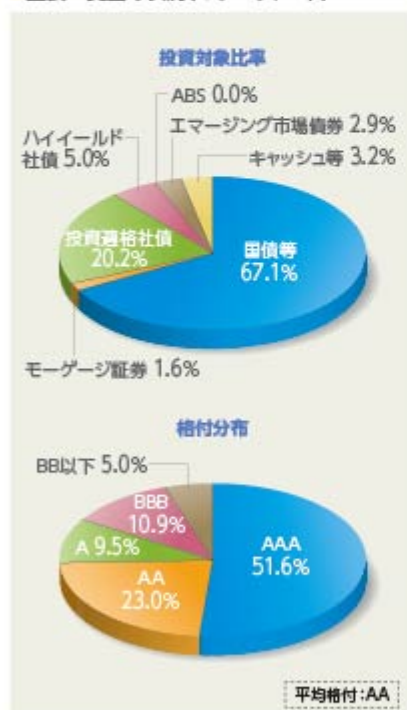
基準価額	7,721円
------	--------

純資産総額	25億円
-------	------

●分配の推移 1万口当り(税引前)

期	日	金額
第31期	2010年5月17日	220円
第32期	2010年8月16日	220円
第33期	2010年11月15日	220円
第34期	2011年2月15日	220円
第35期	2011年5月16日	220円
直近1年間累計		880円
設定来累計		5,445円

●主要な資産の状況(マザーファンド)



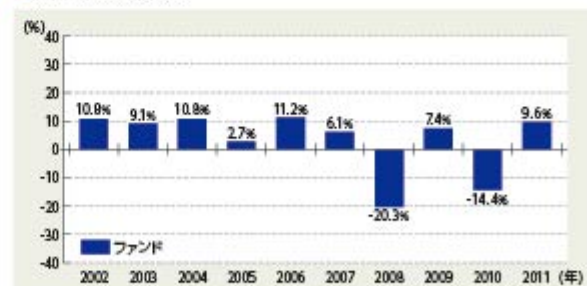
- ・上記グラフはすべて対外資産総額比です。
- ・格付はS&P, Moody's, Fitchのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点でファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

●組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘柄	種別等	償還日	クーポン	比率
1	ドイツ国債	国債	2017年1月4日	3.75%	8.0%
2	イタリア国債	国債	2017年8月1日	5.25%	7.4%
3	スウェーデン輸出信用銀行	金融機関債	2014年5月27日	3.63%	7.3%
4	欧州投資銀行	国際機関債	2017年10月15日	4.75%	4.4%
5	ドイツ国債	国債	2020年9月4日	2.25%	4.2%
6	イタリア国債	国債	2021年8月1日	3.75%	4.0%
7	ドイツ国債	国債	2039年7月4日	4.25%	3.9%
8	イギリス国債	国債	2015年1月22日	2.75%	3.5%
9	スウェーデン国債	国債	2014年5月5日	6.75%	2.6%
10	イギリス国債	国債	2019年9月7日	3.75%	2.4%

- ・比率は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移



- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2002年はファンド設定時から年末まで、2011年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

■ 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、英国証券取引所・フランクフルト証券取引所の両取引所の休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消することがあります。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。
○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることがで

きます。

5. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、英国証券取引所・フランクフルト証券取引所の両取引所の休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

- 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

< 解約請求の場合 >

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 買取請求の場合 >

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

- 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。
- 換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。

3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

- 受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための必要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限です。

（4）【計算期間】

毎年2月16日から5月15日まで、5月16日から8月15日まで、8月16日から11月15日まで、11月16日から翌年2月15日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ます。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

繰上償還

- 1．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき
- 2．委託会社は、前記１．により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3．前記２．の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月以上設けるものとします。
- 4．前記３．の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の２分の１を超えるときは、前記１．の信託契約の解約をしません。
- 5．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．前記３．から５．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記３．の一定の期間を１ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
- 7．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
- 8．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更 ４．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- 9．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
- 10．償還金については、原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までにお支払いします。

約款の変更

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2．委託会社は、前記１．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3．前記２．の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月以上設けるものとします。

- 4．前記3．の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1．の約款の変更をしません。
- 5．委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1．から5．の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「繰上償還3．」または「約款の変更3．」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの5月および11月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱いに関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

（2）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「２ 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

前記「３ 資産管理等の概要（５）その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2）当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17特定期間（平成22年5月18日から平成22年11月15日まで）及び第18特定期間（平成22年11月16日から平成23年5月16日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

ニッセイノバトナム・ユーロインカムオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17特定期間 (平成22年11月15日現在)	第18特定期間 (平成23年5月16日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,554,239,877	2,504,882,207
未収入金	78,822,261	3,195,246
流動資産合計	2,633,062,138	2,508,077,453
資産合計	2,633,062,138	2,508,077,453
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	70,253,392	70,943,542
未払解約金	8,488,537	3,195,246
未払受託者報酬	342,195	328,788
未払委託者報酬	7,528,629	7,233,847
その他未払費用	134,251	131,424
流動負債合計	86,747,004	81,832,847
負債合計	86,747,004	81,832,847
純資産の部		
元本等		
元本	3,193,336,034	3,224,706,466
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	647,020,900	798,461,860
純資産合計	2,546,315,134	2,426,244,606
負債純資産合計	2,633,062,138	2,508,077,453

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17特定期間 （自平成22年5月18日 至平成22年11月15日）	第18特定期間 （自平成22年11月16日 至平成23年5月16日）
営業収益		
有価証券売買等損益	41,349,178	13,303,989
営業収益合計	41,349,178	13,303,989
営業費用		
受託者報酬	687,486	656,341
委託者報酬	15,125,405	14,440,452
その他費用	268,931	264,582
営業費用合計	16,081,822	15,361,375
営業利益又は営業損失（　）	25,267,356	2,057,386
経常利益又は経常損失（　）	25,267,356	2,057,386
当期純利益又は当期純損失（　）	25,267,356	2,057,386
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（　）	334,274	601,204
期首剰余金又は期首欠損金（　）	529,693,215	647,020,900
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,567,083	54,134,674
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,567,083	54,134,674
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,565,008	61,582,302
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	44,565,008	61,582,302
分配金	140,262,842	141,334,742
期末剰余金又は期末欠損金（　）	647,020,900	798,461,860

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第17特定期間 (自平成22年5月18日 至平成22年11月15日)	第18特定期間 (自平成22年11月16日 至平成23年5月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月16日から5月15日まで、5月16日から8月15日まで、8月16日から11月15日まで及び11月16日から翌年2月15日まで、又特定期間は原則として、毎年5月16日から11月15日まで及び11月16日から翌年5月15日までとしておりますが、前特定期間末日が休業日のため、平成22年5月18日から平成22年11月15日までとなっております。	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月16日から5月15日まで、5月16日から8月15日まで、8月16日から11月15日まで及び11月16日から翌年2月15日まで、又特定期間は原則として、毎年5月16日から11月15日まで及び11月16日から翌年5月15日までとしておりますが、当特定期間末日が休業日のため、平成22年11月16日から平成23年5月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17特定期間 (平成22年11月15日現在)	第18特定期間 (平成23年5月16日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権総数	3,193,336,034口	3,224,706,466口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	647,020,900円	798,461,860円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7974円 (7,974円)	0.7524円 (7,524円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17特定期間 (自平成22年5月18日 至平成22年11月15日)	第18特定期間 (自平成22年11月16日 至平成23年5月16日)
--	--

1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 4,256,492円 なお、当ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ニッセイノパトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、当ファンドが負担している金額を記載しております。 2. 分配金の計算過程 第32期（自平成22年5月18日 至平成22年8月16日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（19,380,440円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額27,457,187円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（567,260,724円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は586,641,164円（1口当たり0.184348円）であり、うち70,009,450円（1口当たり0.0220円）を分配金額としております。 第33期（自平成22年8月17日 至平成22年11月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,232,770円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額27,191,446円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（518,574,496円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は542,807,266円（1口当たり0.169981円）であり、うち70,253,392円（1口当たり0.0220円）を分配金額としております。	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 4,063,880円 なお、当ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ニッセイノパトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、当ファンドが負担している金額を記載しております。 2. 分配金の計算過程 第34期（自平成22年11月16日 至平成23年2月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（17,607,330円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額25,274,646円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（473,623,673円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は491,231,003円（1口当たり0.153529円）であり、うち70,391,200円（1口当たり0.0220円）を分配金額としております。 第35期（自平成23年2月16日 至平成23年5月16日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,285,233円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額26,296,688円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（424,273,199円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は447,558,432円（1口当たり0.138790円）であり、うち70,943,542円（1口当たり0.0220円）を分配金額としております。
---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第17特定期間 （自平成22年5月18日 至平成22年11月15日）	第18特定期間 （自平成22年11月16日 至平成23年5月16日）
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは親投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左

３．金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 ４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	３．金融商品に係るリスク管理体制 同左 ４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
---	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第17特定期間 (平成22年11月15日現在)	第18特定期間 (平成23年5月16日現在)
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	１．親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ２．コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	１．親投資信託受益証券 同左 ２．コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第17特定期間 (自平成22年5月18日 至平成22年11月15日)	第18特定期間 (自平成22年11月16日 至平成23年5月16日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第17特定期間 (自平成22年5月18日 至平成22年11月15日)	第18特定期間 (自平成22年11月16日 至平成23年5月16日)
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第17特定期間 （平成22年11月15日現在）	第18特定期間 （平成23年5月16日現在）
期首元本額	3,184,472,474円	3,193,336,034円
期中追加設定元本額	241,726,682円	272,083,200円
期中一部解約元本額	232,863,122円	240,712,768円

2 有価証券関係

第17特定期間（平成22年11月15日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間（自平成22年8月17日 至平成22年11月15日）の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	71,227,142
合計	71,227,142

第18特定期間（平成23年5月16日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間（自平成23年2月16日 至平成23年5月16日）の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	67,056,235
合計	67,056,235

3 デリバティブ取引関係

第17特定期間（平成22年11月15日現在）

該当事項はありません。

第18特定期間（平成23年5月16日現在）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ニッセイノパトナム・ユー ロインカムオープンマザー ファンド	2,087,053,997	2,504,882,207	
合計		2,087,053,997	2,504,882,207	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

< 参考 >

開示対象ファンド（ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン）は、「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの特定期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成22年11月15日現在）	（平成23年5月16日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	394,433,641	164,651,381
コール・ローン	41,023,174	73,457,322
国債証券	2,386,408,049	2,680,417,861
特殊債券	1,253,026,555	1,118,006,333
社債券	1,782,717,030	1,557,554,624
派生商品評価勘定	10,450,697	27,692,528
未収入金	-	64,696,351
未収利息	81,392,668	90,077,913
前払費用	8,786,027	22,886,281
流動資産合計	5,958,237,841	5,799,440,594
資産合計	5,958,237,841	5,799,440,594
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,773,510	21,181,947
未払金	2,406,115	31,264,654
未払解約金	110,222,526	34,459,069
流動負債合計	115,402,151	86,905,670
負債合計	115,402,151	86,905,670

純資産の部		
元本等		
元本	4,894,960,187	4,759,749,606
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	947,875,503	952,785,318
純資産合計	5,842,835,690	5,712,534,924
負債純資産合計	5,958,237,841	5,799,440,594

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成22年5月18日 至平成22年11月15日)	(自平成22年11月16日 至平成23年5月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報 会社の提供する価額等で評価して おります。	国債証券・特殊債券・社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計 算日の対顧客先物売買相場の仲値 で評価しております。 本マザーファンドにおける派生商 品評価勘定は、為替予約取引に係る ものであります。	為替予約取引 同左 同左
3. 外貨建資産・負債の本 邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産 ・負債の円換算は、国内における計 算日の対顧客電信売買相場の仲値 によって計算しております。	同左
4. 収益及び費用の計上基 準	為替予約取引による為替差損益の 計上基準 約定日基準で計上しております。	為替予約取引による為替差損益の 計上基準 同左
5. その他財務諸表作成の ための基本となる重要な 事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信 託財産の計算に関する規則第60条 の規定に基づき、通貨の種類ごとに 勘定を設けて、邦貨建資産等と区分 して整理する方法を採用しており ます。従って、外貨の売買について は、同規則第61条の規定により処理 し、為替差損益を算定しておりま す。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成22年11月15日現在)	(平成23年5月16日現在)
1. 計算日における受益権総数	4,894,960,187口	4,759,749,606口
2. 1口当たり純資産額	1.1936円	1.2002円

(1万口当たり純資産額)	(11,936円)	(12,002円)
--------------	-----------	-----------

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

(自平成22年5月18日 至平成22年11月15日)	(自平成22年11月16日 至平成23年5月16日)
1. 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びそのリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(自平成22年5月18日 至平成22年11月15日)	(自平成22年11月16日 至平成23年5月16日)
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年11月15日現在)	(平成23年5月16日現在)
----	-----------------	----------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	1. 国債証券・特殊債券・社債券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 2. デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	1. 国債証券・特殊債券・社債券 同左 2. デリバティブ取引 同左 3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成22年5月18日 至平成22年11月15日）	（自平成22年11月16日 至平成23年5月16日）
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成22年5月18日 至平成22年11月15日）	（自平成22年11月16日 至平成23年5月16日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの特定期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成22年11月15日現在）	（平成23年5月16日現在）
同特定期間の期首元本額	5,673,388,220円	4,894,960,187円
同特定期間中の追加設定元本額	459,345,377円	792,180,535円
同特定期間中の一部解約元本額	1,237,773,410円	927,391,116円
同特定期間末日の元本額	4,894,960,187円	4,759,749,606円
上記元本額の内訳		
ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン	2,139,946,278円	2,087,053,997円
ニッセイ／パトナム・毎月分配ユーロインカムオープン	1,576,362,167円	1,637,765,313円
ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン	1,063,271,988円	948,278,913円
ニッセイ／パトナム・世界債券ファンド	115,379,754円	86,651,383円

合計	4,894,960,187円	4,759,749,606円

2 有価証券関係

（平成22年11月15日現在）

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	10,151,022
特殊債券	7,547,605
社債券	20,263,360
合計	17,659,943

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成22年5月18日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（平成23年5月16日現在）

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	19,314,530
特殊債券	36,179,285
社債券	15,846,738
合計	71,340,553

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成22年11月16日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

（平成22年11月15日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	17,471,912	-	17,883,832	411,920
	英ポンド	18,001,648	-	18,066,832	65,184
	ノルウェークローネ	102,637,574	-	103,158,955	521,381
	スウェーデンクローネ	55,256,256	-	54,710,964	545,292
	チェココルナ	18,858,608	-	18,899,784	41,176
	ユーロ	483,953,900	-	485,345,876	1,391,976
	計	696,179,898	-	698,066,243	1,886,345
	買建				
	英ポンド	189,445,206	-	194,198,488	4,753,282
	スイスフラン	114,675,652	-	118,461,140	3,785,488
	デンマーククローネ	36,245,663	-	36,465,646	219,983
	ポーランドズロチ	7,136,765	-	7,208,875	72,110
	ハンガリーフォリント	450,615	-	442,534	8,081
	ユーロ	212,225,998	-	212,966,748	740,750
	計	560,179,899	-	569,743,431	9,563,532
合計		1,256,359,797	-	1,267,809,674	7,677,187

（注１）時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- １．計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
- ２．計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注２）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成22年5月18日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（注３）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（平成23年5月16日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1 年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	17,595,488	-	17,536,952	58,536
	英ポンド	14,217,090	-	13,995,600	221,490
	ノルウェークローネ	146,298,456	-	138,207,422	8,091,034
	スウェーデンクローネ	61,254,468	-	57,255,660	3,998,808
	チェココルナ	20,546,824	-	19,229,192	1,317,632
	ユーロ	366,846,297	-	352,841,269	14,005,028
	計	626,758,623	-	599,066,095	27,692,528
	買建				
	英ポンド	46,481,893	-	45,165,240	1,316,653
	スイスフラン	131,702,600	-	127,224,596	4,478,004
	デンマーククローネ	24,236,748	-	22,905,260	1,331,488
	ノルウェークローネ	31,186,501	-	30,771,902	414,599
	スウェーデンクローネ	19,017,257	-	18,466,560	550,697
	ポーランドズロチ	7,724,553	-	7,259,375	465,178
	ハンガリーフォリント	496,745	-	461,310	35,435
	ユーロ	259,912,326	-	247,322,433	12,589,893
	計	520,758,623	-	499,576,676	21,181,947
合計		1,147,517,246	-	1,098,642,771	6,510,581

（注１）時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- １．計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
- ２．計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注２）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成22年11月16日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（注３）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表（平成23年5月16日現在）

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
国債 証券	UK GILT	2.750	2015/1/22	1,470,000.00	1,516,746.00	
	UK GILT	3.750	2019/9/7	1,000,000.00	1,040,130.00	
	UK GILT	4.000	2022/3/7	400,000.00	415,452.00	
	UK GILT	5.000	2025/3/7	350,000.00	393,855.00	
	UK GILT	4.500	2034/9/7	500,000.00	523,145.00	
	UK GILT	4.250	2036/3/7	896,000.00	903,499.52	
	UK GILT	4.750	2038/12/7	860,000.00	941,278.60	
	英ポンド 小計			5,476,000.00	5,734,106.12 (750,479,809)	
	DENMARK BULLET	7.000	2024/11/10	2,050,000.00	2,832,997.50	
	デンマーククローネ 小計			2,050,000.00	2,832,997.50 (43,288,202)	
	SWEDISH GOVT	6.750	2014/5/5	10,300,000.00	11,485,015.00	
	スウェーデンクローネ 小計			10,300,000.00	11,485,015.00 (144,940,889)	
	CZECH REPUBLIC	3.550	2012/10/18	7,570,000.00	7,782,565.60	
	チェココルナ 小計			7,570,000.00	7,782,565.60 (36,344,581)	
	POLAND GOVT	5.000	2013/10/24	1,600,000.00	1,595,776.00	
	ポーランドズロチ 小計			1,600,000.00	1,595,776.00 (46,006,222)	
	REPUBLIC OF HUNGARY	6.750	2017/2/24	42,000,000.00	41,988,660.00	
	ハンガリーフォリント 小計			42,000,000.00	41,988,660.00 (17,811,590)	
	DEUTSCHLAND REP	3.750	2017/1/4	3,700,000.00	3,926,921.00	
	DEUTSCHLAND REP	3.750	2019/1/4	90,000.00	95,479.20	
	DEUTSCHLAND REP	2.250	2020/9/4	2,180,000.00	2,047,630.40	
	DEUTSCHLAND REP	4.250	2039/7/4	1,700,000.00	1,887,391.00	
	DEUTSCHLAND REP	3.250	2042/7/4	400,000.00	375,040.00	
	IRISH GOVT	4.400	2019/6/18	480,000.00	327,600.00	
	ITALY BTP	5.250	2017/8/1	3,500,000.00	3,737,825.00	
	ITALY BTP	3.750	2021/8/1	2,100,000.00	1,984,206.00	
	NETHERLANDS GOVT	4.000	2037/1/15	30,000.00	31,346.40	
	ユーロ 小計			14,180,000.00	14,413,439.00 (1,641,546,568)	
	国債証券 計				2,680,417,861 (2,680,417,861)	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
----	----	-------------	-----	------	-----	----

特殊 債券	ASIAN DEVELOPMENT BANK	3.375	2014/5/20	2,160,000.00	2,156,176.80	
	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN	3.500	2014/9/5	2,160,000.00	2,155,701.60	
	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	3.250	2014/4/28	2,300,000.00	2,280,887.00	
	ノルウェークローネ 小計			6,620,000.00	6,592,765.40 (95,595,098)	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	4.750	2017/10/15	2,000,000.00	2,184,580.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	4.500	2025/10/15	1,000,000.00	1,065,580.00	
	EUROPEAN UNION	3.250	2018/4/4	570,000.00	572,701.80	
	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	4.625	2012/10/12	500,000.00	519,555.00	
	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	3.875	2013/7/4	1,000,000.00	1,038,900.00	
	SVENSK EXPORTKREDIT AB	3.625	2014/5/27	3,500,000.00	3,595,865.00	
	ユーロ 小計			8,570,000.00	8,977,181.80 (1,022,411,235)	
	特殊債券 計					1,118,006,333 (1,118,006,333)
社債券	HSBC FINANCE CAPITAL TRUST IX	5.911	2035/11/30	300,000.00	291,375.00	
	米ドル 小計			300,000.00	291,375.00 (23,575,151)	
	EPRE 1-X A	1.06188	2014/4/27	470,858.00	422,830.47	
	GRAN 2003-2 3C	3.36938	2043/7/20	9,600.26	7,344.19	
	INFINIS PLC	9.125	2014/12/15	100,000.00	105,000.00	
	英ポンド 小計			580,458.26	535,174.66 (70,043,660)	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	6.570	2014/2/27	250,000.00	274,957.50	
	ARCELORMITTAL	9.375	2016/6/3	500,000.00	614,660.00	
	AT&T INC	6.125	2015/4/2	250,000.00	276,412.50	
	BARCLAYS BANK PLC	4.500	2019/3/4	450,000.00	446,485.50	
	BAYER AG	5.000	-	250,000.00	251,250.00	
	BBVA SUBORDINATED CAPITAL SAU	1.459	2017/4/3	300,000.00	287,547.00	
	BOMBARDIER INC	7.250	2016/11/15	125,000.00	131,562.50	
	BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC	5.250	2014/6/23	500,000.00	530,760.00	
	CELLCO PARTNERSHIP / VERIZON WIRELESS CAPITAL LLC	8.750	2015/12/18	250,000.00	308,880.00	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	6.250	2017/1/15	125,000.00	131,875.00	
	CITIGROUP INC	4.750	2019/2/10	280,000.00	271,040.00	
	CLONDALKIN ACQUISITION BV	3.173	2013/12/15	125,000.00	123,750.00	
	DAIMLER AG	4.625	2014/9/2	350,000.00	367,293.50	
	DELHAIZE GROUP SA	5.625	2014/6/27	365,000.00	392,020.95	
	DEUTSCHE BANK AG	5.125	2017/8/31	250,000.00	272,322.50	
	DEUTSCHE TELEKOM INTERNATIONAL FINANCE BV	8.125	2012/5/29	65,000.00	69,066.40	
	DOW CHEMICAL CO/THE	4.625	2011/5/27	250,000.00	250,150.00	
	ENEL SPA	5.250	2017/6/20	465,000.00	505,873.50	
	FCE BANK PLC	7.250	2013/7/15	50,000.00	53,437.50	
	FINMECCANICA FINANCE SA	5.750	2018/12/12	65,000.00	70,257.20	
	FORTUM OYJ	4.500	2016/6/20	125,000.00	132,203.75	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
----	----	-----------	-----	------	-----	----

社債券	GE CAPITAL TRUST IV	4.625	2066/9/15	85,000.00	77,775.00	
	GLENCORE FINANCE EUROPE SA	7.125	2015/4/23	500,000.00	559,425.00	
	GRANITE MORTGAGES 03-2	3.888	2043/7/20	25,000.00	19,125.00	
	HBOS PLC	4.875	2015/3/20	200,000.00	194,884.00	
	HENKEL AG & CO KGAA	5.375	-	250,000.00	254,000.00	
	JARDEN CORP	7.500	2020/1/15	125,000.00	130,937.50	
	JPMORGAN CHASE & CO	6.125	2014/4/1	350,000.00	377,895.00	
	KERLING PLC	10.625	2017/2/1	125,000.00	138,125.00	
	KONINKLIJKE KPN NV	5.625	2024/9/30	500,000.00	538,495.00	
	LOTTOMATICA SPA	8.250	2066/3/31	125,000.00	130,625.00	
	METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING I	4.625	2017/5/16	250,000.00	260,667.50	
	OPERA CMH A	1.517	2015/1/15	350,000.00	287,000.00	
	OTE PLC	6.000	2015/2/12	250,000.00	240,960.00	
	OWENS-BROCKWAY GLASS CONTAINER INC	6.750	2014/12/1	125,000.00	127,812.50	
	REXAM PLC	6.750	2067/6/29	125,000.00	123,750.00	
	ROCKWOOD SPECIALTIES GROUP INC	7.625	2014/11/15	125,000.00	127,650.00	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND PLC/THE	4.875	2015/4/22	200,000.00	199,824.00	
	RWE FINANCE BV	6.125	2012/10/26	75,000.00	79,151.25	
	SGL CARBON SE	2.343	2015/5/16	125,000.00	123,750.00	
	SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV	5.250	2066/9/14	55,000.00	56,100.55	
	SMURFIT KAPPA ACQUISITIONS	7.750	2019/11/15	125,000.00	130,625.00	
	SUEDZUCKER INTERNATIONAL FINANCE BV	5.250	-	125,000.00	124,532.50	
	TELECOM ITALIA SPA	5.375	2019/1/29	100,000.00	104,168.00	
	TVN FINANCE CORP III AB	7.875	2018/11/15	125,000.00	128,437.50	
	UNITYMEDIA GMBH	9.625	2019/12/1	125,000.00	137,812.50	
	UPC HOLDING BV	9.750	2018/4/15	175,000.00	190,531.25	
	VATTENFALL AB	5.250	-	45,000.00	46,293.30	
	VODAFONE GROUP PLC	4.650	2022/1/20	500,000.00	522,205.00	
	VTB BANK OJSC VIA VTB CAPITAL SA	8.250	2011/6/30	500,000.00	503,750.00	
	WELLS FARGO & CO	4.125	2016/11/3	250,000.00	254,607.50	
	WIND ACQUISITION FINANCE SA	11.750	2017/7/15	100,000.00	117,000.00	
	WPP FINANCE SAS	5.250	2015/1/30	250,000.00	267,360.00	
	XSTRATA FINANCE CANADA LTD	4.875	2012/6/14	500,000.00	516,865.00	
	ユーロ 小計			12,275,000.00	12,853,945.15 (1,463,935,813)	
	社債券 計				1,557,554,624 (1,557,554,624)	
合計				5,355,978,818 (5,355,978,818)		

(注) 1. 償還日が「 - 」となっている銘柄は、永久債であります。

2. 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

3. 種類ごとの計及び合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

5. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計 額に対する比率
----	-----	--------------	--------------------

米ドル	社債券	1 銘柄	0.44 %	0.44 %
英ポンド	国債証券	7 銘柄	14.01 %	15.32 %
	社債券	3 銘柄	1.31 %	
デンマーククローネ	国債証券	1 銘柄	0.81 %	0.81 %
ノルウェークローネ	特殊債券	3 銘柄	1.78 %	1.78 %
スウェーデンクローネ	国債証券	1 銘柄	2.71 %	2.71 %
チェココルナ	国債証券	1 銘柄	0.68 %	0.68 %
ポーランドズロチ	国債証券	1 銘柄	0.86 %	0.86 %
ハンガリーフォリント	国債証券	1 銘柄	0.33 %	0.33 %
ユーロ	国債証券	9 銘柄	30.65 %	77.07 %
	特殊債券	6 銘柄	19.09 %	
	社債券	54 銘柄	27.33 %	
合計			100.00 %	100.00 %

（注）組入債券時価比率は、公社債の合計額に対する各公社債の各通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年5月31日現在）

資産総額	2,532,730,613 円
負債総額	7,305,071 円
純資産総額（ - ）	2,525,425,542 円
発行済数量	3,270,986,852 口
1万口当たり純資産額（ / ×10000 ）	7,721 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（ 1 ）資本金の額

平成23年6月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間ににおける資本金の増減はありません。

（ 2 ）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年6月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	148	19,380
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	1	18
単位型公社債投資信託	0	0
合計	149	19,398

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

なお、第15期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、第16期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第15期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び第16期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)				
		第15期	第16期	
		(平成22年 3月31日現在)	(平成23年 3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		7,338,891		6,270,894
有価証券		7,509,155		11,023,094
前払費用	1	167,143	1	195,613
未収委託者報酬		1,639,083		1,751,247
未収運用受託報酬	1	621,865	1	656,202
未収投資助言報酬	1	176,080	1	171,421
未収収益		26,952		-
未収金		9,402		-
貯蔵品		13,545		-
繰延税金資産		253,992		295,260
その他		68		64,039
流動資産合計		17,756,180		20,427,773
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	158,855	2	133,329
車両		-	2	5,095
器具備品	2	163,773	2	179,790
有形固定資産合計		322,629		318,215
無形固定資産				
電信加入権		292		-
電話加入権		7,942		-
ソフトウェア		1,516,892		1,372,451
ソフトウェア仮勘定		49,810		51,575
その他		-		8,203
無形固定資産合計		1,574,938		1,432,230

投資その他の資産			
投資有価証券	18,457,108		16,986,491
差入保証金	-	1	284,824
長期差入保証金	282,326		-
預託金	458		-
繰延税金資産	665,854		500,589
その他	-		17
投資その他の資産合計	19,405,748		17,771,923
固定資産合計	21,303,315		19,522,370
資産合計	39,059,496		39,950,144
負債の部			
流動負債			
預り金	29,359		28,412
未払収益分配金	5,024		4,324
未払償還金	159,114		151,440
未払手数料	565,051	1	683,709
未払運用委託報酬	438,086		391,985
未払投資助言報酬	100,080		106,084
その他未払金	170,412	1	187,916
未払費用	53,471	1	119,099
未払法人税等	71,382		145,709
未払消費税等	22,816		-
賞与引当金	502,405		552,829
その他	12,777		42,559
流動負債合計	2,129,982		2,414,070
固定負債			
退職給付引当金	537,616		644,223
役員退職慰労引当金	12,962		11,275
その他	-	1	66,068
固定負債合計	550,578		721,566
負債合計	2,680,560		3,135,637
純資産の部			
株主資本			
資本金	10,000,000		10,000,000
資本剰余金			
資本準備金	8,281,840		8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840		8,281,840
利益剰余金			
利益準備金	139,807		139,807
その他利益剰余金			
配当準備積立金	120,000		120,000
研究開発積立金	70,000		70,000
別途積立金	350,000		350,000
繰越利益剰余金	17,323,750		17,625,364
利益剰余金合計	18,003,557		18,305,171
株主資本合計	36,285,397		36,587,011
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	93,537		227,494
評価・換算差額等合計	93,537		227,494
純資産合計	36,378,935		36,814,506
負債・純資産合計	39,059,496		39,950,144

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第15期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	第16期 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
営業収益		
委託者報酬	11,527,251	11,004,207
運用受託報酬	3,551,530	3,873,347
投資助言報酬	780,375	751,384
業務受託料	-	47,100
その他営業収益	47,100	-
営業収益計	15,906,257	15,676,039
営業費用		
支払手数料	4,836,212	4,548,772
広告宣伝費	20,846	110,792
公告費	-	466
受益証券発行費	6,873	-
調査費	2,876,269	2,708,450
支払運用委託報酬	1,628,406	1,442,927
支払投資助言報酬	409,100	448,879
委託調査費	-	20,521
調査費	838,762	796,121
委託計算費	106,973	104,902
営業雑経費	454,818	543,623
通信費	58,544	57,003
印刷費	177,070	175,972
協会費	17,981	17,084
販売事務費	24,802	-
その他営業雑経費	176,419	293,563
営業費用計	8,301,993	8,017,006
一般管理費		
役員報酬	1 60,906	1 62,167
給料・手当	3,003,448	2,985,814
賞与引当金繰入額	489,537	547,443
賞与	240,551	256,821
福利厚生費	501,440	550,141
海外派遣関係費	89,982	-
退職給付費用	109,004	163,211
退職給付負担金	64,509	-
役員退職慰労引当金繰入額	4,600	5,550
役員退職慰労金	-	637
その他人件費	6,257	135,147
不動産賃借料	662,795	635,759
その他不動産経費	-	38,835
交際費	17,004	14,220
旅費交通費	69,949	87,941
固定資産減価償却費	604,130	627,055
租税公課	79,700	77,387
業務委託費	156,825	183,393
器具備品賃借料	4,057	-
器具備品費	152,994	178,045
保守料	-	92,961
保険料	-	63,246
寄付金	-	820
諸経費	252,151	39,883
一般管理費計	6,569,846	6,746,486
営業利益	1,034,417	912,546

営業外収益				
受取利息	7,927		3,284	
有価証券利息	127,716		107,994	
受取配当金	88,280		102,558	
雑収入	14,354		-	
その他営業外収益	-		22,945	
営業外収益計	238,280		236,783	
営業外費用				
為替差損	1,142		9,852	
雑損失	6,007		-	
その他営業外費用	-		15,292	
営業外費用計	7,150		25,144	
経常利益	1,265,547		1,124,185	
特別利益				
投資有価証券売却益	123,026		35,991	
投資有価証券償還益	32,782		351	
事故受取保険金	-	3	5,462	
前期支払投資助言報酬戻入益	25,605		-	
前期支払運用委託報酬戻入益	31,404		-	
役員退職慰労引当金戻入益	583		-	
特別利益計	213,401		41,804	
特別損失				
投資有価証券売却損	424,493		17,676	
投資有価証券償還損	54,263		355,993	
投資有価証券評価損	118,045		5,706	
固定資産除却損	4	3,290	4	16,762
事故損失賠償金	2	478	2	22,343
その他特別損失		230		-
特別損失計		600,801		418,482
税引前当期純利益		878,147		747,507
法人税、住民税及び事業税		337,932		272,647
過年度法人税等		27,704		-
法人税等還付額		35,406		-
法人税等調整額		43,138		37,686
法人税等合計		373,369		310,333
当期純利益		504,778		437,174

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第15期 (自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月 1 日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000,000	10,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計		
前期末残高	8,281,840	8,281,840

当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	139,807	139,807
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	120,000	120,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	120,000	120,000
研究開発積立金		
前期末残高	70,000	70,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	70,000	70,000
別途積立金		
前期末残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	16,954,532	17,323,750
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	504,778	437,174
当期変動額合計	369,218	301,614
当期末残高	17,323,750	17,625,364
利益剰余金合計		
前期末残高	17,634,339	18,003,557
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	504,778	437,174
当期変動額合計	369,218	301,614
当期末残高	18,003,557	18,305,171
株主資本合計		
前期末残高	35,916,179	36,285,397
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	504,778	437,174
当期変動額合計	369,218	301,614
当期末残高	36,285,397	36,587,011
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,394,911	93,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,488,449	133,956
当期変動額合計	1,488,449	133,956
当期末残高	93,537	227,494
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,394,911	93,537
当期変動額		

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,488,449	133,956
当期変動額合計	1,488,449	133,956
当期末残高	93,537	227,494
純資産合計		
前期末残高	34,521,267	36,378,935
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	504,778	437,174
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,488,449	133,956
当期変動額合計	1,857,668	435,570
当期末残高	36,378,935	36,814,506

（重要な会計方針）

第15期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	第16期 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 その他有価証券 時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定）に よっております。 時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっており ます。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類 する組合への出資（金融商品取引法第2 条第2項により有価証券とみなされるも の）については、組合契約に規定される決 算報告日に応じて入手可能な最近の財務 諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り 込む方法によっております。 2．固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用年数 は、建物 3～15年、器具備品 2～20年でありま す。 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソ フトウェアについては社内における利用可能 期間（5年）に基づく定額法によっておりま す。	1．有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 2．固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法によっております。主な耐用年数は、 建物 3～15年、車両 6年、器具備品 2～20年 であります。 無形固定資産 同左

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 4. 引当金の計上基準 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額(簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%)を計上しております。なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 5. リース取引の処理方法 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左 4. 引当金の計上基準 賞与引当金 同左 退職給付引当金 同左 役員退職慰労引当金 同左 5. リース取引の処理方法 同左 6. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左
--	---

(表示方法の変更)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(貸借対照表) —	(貸借対照表) 重要性の観点等から、表示方法を次のように変更することに致しました。 ・前期まで区分掲記していた「未収収益」「未収金」「貯蔵品」は、流動資産の「その他」に含めて表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「電信加入権」「電話加入権」は、無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。 ・前期まで「長期差入保証金」として表示していたものは、「差入保証金」として表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「預託金」は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「未払消費税等」は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（損益計算書） 前期において「退職給付引当金繰入額」として表示していたものは、「退職給付費用」として表示しております。	（損益計算書） 重要性の観点等から、表示方法を次のように変更することに致しました。 ・前期まで「その他営業収益」として表示していたものは、「業務受託料」として表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「受益証券発行費」「販売事務費」は、「その他営業雑経費」に含めて表示しております。 ・前期まで「調査費」に含めて表示していた「委託調査費」は、区分掲記しております。 ・前期まで区分掲記していた「海外派遣関係費」は、「その他人件費」に含めて表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「退職給付負担金」は、「退職給付費用」に含めて表示しております。 ・前期まで「諸経費」に含めて表示していた「役員退職慰労金」「保守料」「保険料」は、区分掲記しております。尚、前期における「役員退職慰労金」「保守料」「保険料」のそれぞれの金額は、1,491千円、93,768千円、63,571千円であります。 ・前期まで「不動産賃借料」に含めて表示していた「その他不動産経費」は、区分掲記しております。 ・前期まで区分掲記していた「器具備品賃借料」は、「諸経費」に含めて表示しております。 ・前期まで「雑収入」「雑損失」として表示していたものは、それぞれ「その他営業外収益」「その他営業外費用」として表示しております。
---	--

（注記事項）

（貸借対照表関係）

第15期 （平成22年3月31日現在）	第16期 （平成23年3月31日現在）																														
1．関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">229,597千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td style="text-align: right;">171,926千円</td></tr> <tr> <td>前払費用</td><td style="text-align: right;">52,971千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td style="text-align: right;">265,746千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td style="text-align: right;">78,620千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td style="text-align: right;">5,080千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td style="text-align: right;">15,052千円</td></tr> </table>	未収運用受託報酬	229,597千円	未収投資助言報酬	171,926千円	前払費用	52,971千円	長期差入保証金	265,746千円	未払手数料	78,620千円	未払費用	5,080千円	その他未払金	15,052千円	1．関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。 <table> <tr> <td>前払費用</td><td style="text-align: right;">60,402千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">296,706千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td style="text-align: right;">152,956千円</td></tr> <tr> <td>差入保証金</td><td style="text-align: right;">280,262千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td style="text-align: right;">88,132千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td style="text-align: right;">14,956千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td style="text-align: right;">60,986千円</td></tr> <tr> <td>その他固定負債</td><td style="text-align: right;">66,068千円</td></tr> </table>	前払費用	60,402千円	未収運用受託報酬	296,706千円	未収投資助言報酬	152,956千円	差入保証金	280,262千円	未払手数料	88,132千円	その他未払金	14,956千円	未払費用	60,986千円	その他固定負債	66,068千円
未収運用受託報酬	229,597千円																														
未収投資助言報酬	171,926千円																														
前払費用	52,971千円																														
長期差入保証金	265,746千円																														
未払手数料	78,620千円																														
未払費用	5,080千円																														
その他未払金	15,052千円																														
前払費用	60,402千円																														
未収運用受託報酬	296,706千円																														
未収投資助言報酬	152,956千円																														
差入保証金	280,262千円																														
未払手数料	88,132千円																														
その他未払金	14,956千円																														
未払費用	60,986千円																														
その他固定負債	66,068千円																														
2．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td style="text-align: right;">169,123千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td style="text-align: right;">585,673千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td style="text-align: right;">754,796千円</td></tr> </table>	建物	169,123千円	器具備品	585,673千円	合計	754,796千円	2．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td style="text-align: right;">187,418千円</td></tr> <tr> <td>車両</td><td style="text-align: right;">1,919千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td style="text-align: right;">592,884千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td style="text-align: right;">782,221千円</td></tr> </table>	建物	187,418千円	車両	1,919千円	器具備品	592,884千円	合計	782,221千円																
建物	169,123千円																														
器具備品	585,673千円																														
合計	754,796千円																														
建物	187,418千円																														
車両	1,919千円																														
器具備品	592,884千円																														
合計	782,221千円																														

（損益計算書関係）

第15期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第16期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。 取締役 180,000千円 監査役 30,000千円	1. 同左
2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。	2. 同左
3. —	3. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。
4. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。 器具備品 2,957千円 ソフトウェア 333千円 合計 3,290千円	4. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。 建物 8,300千円 器具備品 8,461千円 合計 16,762千円

(株主資本等変動計算書関係)

第15期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第16期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。 前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし	1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。 前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし
2. 配当に関する事項 配当金支払額 平成21年 6 月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成21年 3 月31日 効力発生日 平成21年 6 月26日 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成22年 6 月25日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成22年 3 月31日 効力発生日 平成22年 6 月25日	2. 配当に関する事項 配当金支払額 平成22年 6 月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成22年 3 月31日 効力発生日 平成22年 6 月25日 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成23年 6 月27日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成23年 3 月31日 効力発生日 平成23年 6 月27日

(リース取引関係)

第15期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第16期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																																														
1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額 相当額</th><th>減価償却 累計額 相当額</th><th>期末残高 相当額</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 10,400</td><td>千円 8,365</td><td>千円 2,035</td></tr></table> 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>1,329千円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>804千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,134千円</td></tr></table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>2,169千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,979千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>103千円</td></tr></table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>510千円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>510千円</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 10,400	千円 8,365	千円 2,035	1 年内	1,329千円	1 年超	804千円	合計	2,134千円	支払リース料	2,169千円	減価償却費相当額	1,979千円	支払利息相当額	103千円	1 年内	510千円	1 年超	-	合計	510千円	1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額 相当額</th><th>減価償却 累計額 相当額</th><th>期末残高 相当額</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 3,237</td><td>千円 2,461</td><td>千円 776</td></tr></table> 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>342千円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>462千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>804千円</td></tr></table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>1,383千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,258千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>53千円</td></tr></table> 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 2. オペレーティング・リース取引 —		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 3,237	千円 2,461	千円 776	1 年内	342千円	1 年超	462千円	合計	804千円	支払リース料	1,383千円	減価償却費相当額	1,258千円	支払利息相当額	53千円
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																																												
器具備品	千円 10,400	千円 8,365	千円 2,035																																												
1 年内	1,329千円																																														
1 年超	804千円																																														
合計	2,134千円																																														
支払リース料	2,169千円																																														
減価償却費相当額	1,979千円																																														
支払利息相当額	103千円																																														
1 年内	510千円																																														
1 年超	-																																														
合計	510千円																																														
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																																												
器具備品	千円 3,237	千円 2,461	千円 776																																												
1 年内	342千円																																														
1 年超	462千円																																														
合計	804千円																																														
支払リース料	1,383千円																																														
減価償却費相当額	1,258千円																																														
支払利息相当額	53千円																																														

(金融商品関係)

前事業年度(自平成21年 4 月 1 日 至平成22年 3 月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預金	7,338,891	7,338,891	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,009,955	4,026,820	16,864
其他有価証券	3,499,200	3,499,200	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,550,685	10,662,050	111,364
其他有価証券	7,773,922	7,773,922	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、譲渡性預金以外のものは決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のものは、決算日の市場価格等によっております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 １０年以内 （千円）	１０年超 （千円）
現金及び預金	7,338,891	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	10,400,000	-	-
（１）国債・地方債等	4,000,000	10,400,000	-	-
（２）社債	-	-	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの	5,800,000	3,590,445	1,123,345	1,000
其他（注）	5,800,000	3,590,445	1,123,345	1,000
合計	17,138,891	13,990,445	1,123,345	1,000

（注）譲渡性預金と投資信託受益証券であります。

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	6,270,894	6,270,894	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,028,251	4,044,880	16,628
その他有価証券	6,994,842	6,994,842	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,512,627	10,567,760	55,132
その他有価証券	6,341,364	6,341,364	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、譲渡性預金以外のものは決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のものは、決算日の市場価格等によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	6,270,894	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	10,400,000	-	-
(1) 国債・地方債等	4,000,000	10,400,000	-	-

(2) 社債	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	8,732,095	2,405,100	1,236,025	-
その他（注）	8,732,095	2,405,100	1,236,025	-
合計	19,002,989	12,805,100	1,236,025	-

（注）譲渡性預金、投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年3月31日現在）

1．満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	12,539,527	12,670,410	130,882
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	12,539,527	12,670,410	130,882
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,021,114	2,018,460	2,654
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,021,114	2,018,460	2,654
合計		14,560,641	14,688,870	128,228

2．その他有価証券

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	999,729	999,800	71
	国債・地方債等	999,729	999,800	71
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	3,410,636	4,408,424	997,787
	小計	4,410,365	5,408,224	997,858
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,999,408	1,999,400	8
	国債・地方債等	1,999,408	1,999,400	8
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	4,083,982	3,274,650	809,331
	小計	6,083,391	5,274,050	809,340
合計		10,493,756	10,682,275	188,518

（注1）投資信託受益証券であります。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
2,269,047	123,026	424,493

4．減損処理を行った有価証券

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）において、有価証券について118,045千円（その他有価証券の投資信託受益証券118,045千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処

理を行っております。

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1．満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	12,507,839	12,583,440	75,600
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	12,507,839	12,583,440	75,600
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,033,039	2,029,200	3,839
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,033,039	2,029,200	3,839
合計		14,540,878	14,612,640	71,761

2．その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,493,181	5,495,142	1,961
	国債・地方債等	5,493,181	5,495,142	1,961
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	2,608,636	3,659,502	1,050,865
	小計	8,101,818	9,154,645	1,052,826
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	999,761	999,700	61
	国債・地方債等	999,761	999,700	61
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	3,835,995	3,181,862	654,133
	小計	4,835,756	4,181,562	654,194
合計		12,937,574	13,336,207	398,632

（注1）譲渡性預金、投資信託受益証券、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資等でありま
す。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握するこ
とが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
561,210	35,991	17,676

4．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について5,706千円（その他有価証券の投資信託受益証券5,706千円）減
損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処
理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処
理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2．退職給付債務及びその内訳（平成22年3月31日現在）

(1)退職給付債務 537,616千円

(2)退職給付引当金 537,616千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3．退職給付費用の内訳

勤務費用 110,011千円

（注）勤務費用には退職金（「諸経費」）1,007千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金（「福利厚生費」）41,273千円及び受入出向者にかかる退職給付負担金64,509千円を計上しております。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2．退職給付債務に関する事項

(1)退職給付債務 644,223千円

(2)退職給付引当金 644,223千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3．退職給付費用に関する事項

(1)勤務費用 130,059千円

(2)退職給付負担金 33,151千円

(3)合計 163,211千円

（注）この他、福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金43,211千円を計上しております。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第15期 （平成22年3月31日現在）	第16期 （平成23年3月31日現在）
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動資産) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>200,962千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>21,062千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>32,093千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>254,117千円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>有価証券評価差額</td><td>28千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>97千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>125千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>253,992千円</td></tr> </table> (固定資産) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>215,046千円</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>5,185千円</td></tr> <tr> <td>税務上の繰延資産償却超過額</td><td>6,611千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>695,776千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価差額</td><td>327,794千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5,018千円</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,255,430千円</td></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>126,659千円</td></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,128,770千円</td></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>特別分配金否認</td><td>63,801千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価差額</td><td>399,115千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>462,916千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>665,854千円</td></tr> </table>	繰延税金資産		賞与引当金	200,962千円	未払事業税	21,062千円	その他	32,093千円	繰延税金資産合計	254,117千円	有価証券評価差額	28千円	その他	97千円	繰延税金負債合計	125千円	繰延税金資産の純額	253,992千円	繰延税金資産		退職給付引当金	215,046千円	役員退職慰労引当金	5,185千円	税務上の繰延資産償却超過額	6,611千円	投資有価証券評価損	695,776千円	投資有価証券評価差額	327,794千円	その他	5,018千円	小計	1,255,430千円		円	評価性引当額	126,659千円		円	繰延税金資産合計	1,128,770千円		円	特別分配金否認	63,801千円	投資有価証券評価差額	399,115千円	繰延税金負債合計	462,916千円	繰延税金資産の純額	665,854千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動資産) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>221,131千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>18,935千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>55,977千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>296,044千円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>有価証券評価差額</td><td>784千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>784千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>295,260千円</td></tr> </table> (固定資産) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>257,689千円</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>4,510千円</td></tr> <tr> <td>税務上の繰延資産償却超過額</td><td>5,310千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>539,831千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価差額</td><td>261,653千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>30,323千円</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,099,317千円</td></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>120,282千円</td></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>979,034千円</td></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>特別分配金否認</td><td>58,098千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価差額</td><td>420,346千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>478,445千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>500,589千円</td></tr> </table>	繰延税金資産		賞与引当金	221,131千円	未払事業税	18,935千円	その他	55,977千円	繰延税金資産合計	296,044千円	有価証券評価差額	784千円	繰延税金負債合計	784千円	繰延税金資産の純額	295,260千円	繰延税金資産		退職給付引当金	257,689千円	役員退職慰労引当金	4,510千円	税務上の繰延資産償却超過額	5,310千円	投資有価証券評価損	539,831千円	投資有価証券評価差額	261,653千円	その他	30,323千円	小計	1,099,317千円		円	評価性引当額	120,282千円		円	繰延税金資産合計	979,034千円		円	特別分配金否認	58,098千円	投資有価証券評価差額	420,346千円	繰延税金負債合計	478,445千円	繰延税金資産の純額	500,589千円
繰延税金資産																																																																																																							
賞与引当金	200,962千円																																																																																																						
未払事業税	21,062千円																																																																																																						
その他	32,093千円																																																																																																						
繰延税金資産合計	254,117千円																																																																																																						
有価証券評価差額	28千円																																																																																																						
その他	97千円																																																																																																						
繰延税金負債合計	125千円																																																																																																						
繰延税金資産の純額	253,992千円																																																																																																						
繰延税金資産																																																																																																							
退職給付引当金	215,046千円																																																																																																						
役員退職慰労引当金	5,185千円																																																																																																						
税務上の繰延資産償却超過額	6,611千円																																																																																																						
投資有価証券評価損	695,776千円																																																																																																						
投資有価証券評価差額	327,794千円																																																																																																						
その他	5,018千円																																																																																																						
小計	1,255,430千円																																																																																																						
	円																																																																																																						
評価性引当額	126,659千円																																																																																																						
	円																																																																																																						
繰延税金資産合計	1,128,770千円																																																																																																						
	円																																																																																																						
特別分配金否認	63,801千円																																																																																																						
投資有価証券評価差額	399,115千円																																																																																																						
繰延税金負債合計	462,916千円																																																																																																						
繰延税金資産の純額	665,854千円																																																																																																						
繰延税金資産																																																																																																							
賞与引当金	221,131千円																																																																																																						
未払事業税	18,935千円																																																																																																						
その他	55,977千円																																																																																																						
繰延税金資産合計	296,044千円																																																																																																						
有価証券評価差額	784千円																																																																																																						
繰延税金負債合計	784千円																																																																																																						
繰延税金資産の純額	295,260千円																																																																																																						
繰延税金資産																																																																																																							
退職給付引当金	257,689千円																																																																																																						
役員退職慰労引当金	4,510千円																																																																																																						
税務上の繰延資産償却超過額	5,310千円																																																																																																						
投資有価証券評価損	539,831千円																																																																																																						
投資有価証券評価差額	261,653千円																																																																																																						
その他	30,323千円																																																																																																						
小計	1,099,317千円																																																																																																						
	円																																																																																																						
評価性引当額	120,282千円																																																																																																						
	円																																																																																																						
繰延税金資産合計	979,034千円																																																																																																						
	円																																																																																																						
特別分配金否認	58,098千円																																																																																																						
投資有価証券評価差額	420,346千円																																																																																																						
繰延税金負債合計	478,445千円																																																																																																						
繰延税金資産の純額	500,589千円																																																																																																						
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左																																																																																																						

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,096,879

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者との取引)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直接所有 90.00%	兼任5 出向3 転籍4	営業取引	運用受託報酬の受取	962,342	未収運用受託報酬	229,597
								投資助言報酬の受取	734,939	未収投資助言報酬	171,926

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

3．上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。

4．運用受託報酬の受取962,342千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る運用受託報酬738,747千円を含んでおります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	東京都大田区	4,000	システムサービス	なし	ソフトウェアの開発費用	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等の取得	307,154	その他未払金	31,915

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場であります。）

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直接所有 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	1,352,450	未収運用受託報酬	296,706
								投資助言報酬の受取	697,329	未収投資助言報酬	152,956

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場であります。）

(1株当たり情報)

第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	335,450円49銭	1株当たり純資産額	339,466円90銭
1株当たり当期純利益金額	4,654円56銭	1株当たり当期純利益金額	4,031円18銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同左	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第15期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第16期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
当期純利益	504,778千円	437,174千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	504,778千円	437,174千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

前事業年度（自平成21年 4 月 1 日 至平成22年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年 4 月 1 日 至平成23年 3 月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

a．名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

b．資本金の額

平成23年3月末現在、324,279百万円

c．事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a．名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b．資本金の額

平成23年3月末現在、10,000百万円

c．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

（平成23年3月末現在）

a．名称	b．資本金の額	c．事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000百万円	
コスモ証券株式会社	13,500百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社 ¹	10,000百万円	
株式会社常陽銀行	85,113百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
楽天銀行株式会社	23,485百万円	

1 資本金の額は、平成23年4月1日現在のものです。

（3）投資顧問会社

a．名称

ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシー

b．資本金の額

平成23年3月末現在、204,000米ドル（約16百万円、1米ドル＝83.15円）

（注）資本の額はCapital-Issued and Outstanding（発行済流通株式資本）を記載しております。

c. 事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（２）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

（３）投資顧問会社

委託会社との契約に基づいて、「ニッセイノパトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド」の運用指図（国内短期金融資産の運用の指図を除きます）を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局に提出されています。

平成22年11月25日	臨時報告書
平成22年12月1日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年2月15日	有価証券報告書
	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年2月25日	臨時報告書
平成23年4月1日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年6月7日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 吉 益 裕 二 印指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 大 竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年7月4日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉益裕二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイノパトナム・ユーロインカムオープンの平成22年11月16日から平成23年5月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイノパトナム・ユーロインカムオープンの平成23年5月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月8日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 吉 益 裕 二 印指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 大 竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年1月5日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉益裕二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイノパトナム・ユーロインカムオープンの平成22年5月18日から平成22年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイノパトナム・ユーロインカムオープンの平成22年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)